

大規模災害の発生に 今の憲法で大丈夫ですか？

30年以内に
70%の確率で
超巨大地震が！

— 私たちの命と暮らしを守るために —

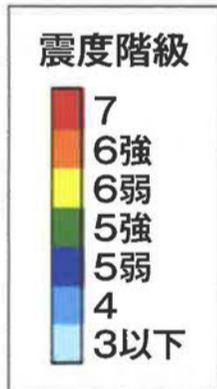
超巨大地震の発生が想定されています。

南海トラフ地震は、東日本大震災の被害をはるかに上回る破壊的規模の地震として心配されています。

想定地震等	死者・行方不明者	全壊・焼失家屋	被害額
南海トラフ地震	32.3万人	94万~239万戸	220.3兆円

●近年発生が想定される巨大地震の被害規模 (内閣府中央防災会議資料より)

30都府県で 32万人の犠牲を予想！



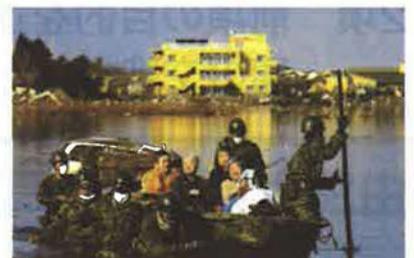
(図は中央防災会議資料より)

法律の想定を超えた大規模災害に対処できるの？

- ①大規模災害に際しては、災害対策基本法などで対応することになっていますが、同法で認められている緊急時の物資統制などの政令は、憲法が保障する人権を制約するとの理由で過去に発令された例はありません。
- ②また、東日本大震災では、岩手県の釜石市や大槌町、宮城県の南三陸町(写真)などの多くが行政機能を失い、「地方自治体を中心となり災害に対処する」という災害対策基本法的前提そのものが崩れました。
- ③これらの災害対策を円滑に進めるには、憲法に「緊急事態条項」を新設し、広域災害時に政府が率先して、迅速に緊急支援活動を実施できる権限を与えるべきです。
- ④緊急事態条項は、1990年代以降に制定された 103カ国の憲法のすべてに明記されています。緊急事態条項は世界の常識です！



行政機能が喪失した南三陸町の防災対策庁舎



大規模災害に対処できる最後の砦は自衛隊